

# 身体障害者の概念と 福祉法、自立法について

平成 23 年 11 月 9 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順  
〒170-0013  
豊島区東池袋 1-33-3 池袋ティーハウス 508  
Tel 03-6912-8174 Fax 03-6912-8175  
e-mail : [jun\\_asai@asai-office.jp](mailto:jun_asai@asai-office.jp)  
URL : <http://asai-office.jp/>

いつもありがとうございます。浅井順です。

読書の秋ということで、今月から週一回仕事帰りに図書館に寄るようにしています。

経営者の方などとお話ししていると、皆さん沢山本を読んでいる方が多く、そのお話についていけるようになるためにも、本を読むのを習慣化しようと思っております。図書館に寄ったら一冊本を借りて、翌週寄った際に返却しました新しい本を借りれば少なくとも週一冊は本を読むこととなります。

とても本を読むのが遅い方なのですが、何とかこの習慣を継続していこうと思います。

さてさて今日は身体障害者の方の概念とそれに関わる福祉法、自立法についてお伝えしたいと思います。

## 身体障害者の概念と福祉法、自立法について

### 1. 身体障害者の概念

身体障害者という言葉を知らない人は、あまりいないと思いますが、どういった障害を持った人を身体障害者というのかといった概念は、はっきり分からないという人も多いのではないのでしょうか。

身体障害者とは、一般的に、先天的、または、後天的な理由によって身体機能の一部に障害を生じている状態の事を言っています。手足が無い、あるいは機能していないといった肢体不自由と、脳内の障害によって正常に手足が動かない脳性麻痺を、身体障害と言い、この肢体不自由と脳性麻痺を抱えている人を身体障害者と呼んでいます。更に、身体障害者は、18歳以上の人を指し、満18歳未満の場合には、身体障害児と呼んでいます。その為、同じ身体障害を抱えていても、身体障害者と身体障害児とで、支援されるサービスが異なってきます。

### 2. 障害の種類と身体障害者福祉法

身体障害者と言われている身体障害を抱えている人の中で、最も多い身体障害は、肢体不自由ですが、近年においては、心臓や呼吸器といった内部障害を抱えた人が増えているのが特徴となっています。身体障害者は、肢体不自由と脳性麻痺の、手足の機能が正常ではない場合を指していますが、視覚障害や聴覚障害、心臓病、呼吸器機能障害なども、広義の意味として、身体障害と扱われています。その為、視覚障害、聴覚障害、心臓病、呼吸器機能障害を患っている人も、身体障害者と言われるようになっています。

### 3. 障害者の仕事と障害者自立支援法

身体障害者と共に障害として取り上げられるものに、認知症などの精神障害などがあります。認知症などの精神障害などを合併した場合には、精神保健福祉法の援助を受ける事となります。

身体障害者が受ける施策には、身体障害者福祉法のほかに、障害者自立支援法もあります。障害者自立支援法の対象は、身体障害者と知的障害者、精神障害者の3つの障害を抱えた人を対象にしています。障害者自立支援法は、身体障害者福祉法とは違い、障害者の自立を支援する法律となっています。よって、身体障害者においても、障害を抱えながら自立出来るように支援するものとなっています。

しかし、障害者自立支援法が施行されたにもかかわらず、身体障害者の就職は困難となり、更には、自立する為の支援法ではあっても、その自立によって医療費を身体障害者自身に1割負担させるという方向に変更された事によって、身体障害者側からは、不自由な思いを感じているという訴えが挙がっているという問題も残っています。

以上